

はじめに

1963年に日本証券業協会が創設した店頭登録制度の流れをくむJASDAQ市場は、2010年10月からは、大阪証券取引所が運営する『ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」』とジャスダック証券取引所が運営する「JASDAQ」、「NEO」の統合により、「大証JASDAQ」市場として運営されてまいりました。そして、2013年7月16日には、東京証券取引所と大阪証券取引所の経営統合に伴い、運営母体が大証から東証に引き継がれ、新たに「東証JASDAQ」市場が誕生しました。

JASDAQへの株式の上場により、上場会社には一般に資金調達の円滑化・多様化、企業の社会的信用力や知名度の向上等のメリットがあるとされていますが、その一方で、株式の上場とは一般個人の方も含めて不特定多数の投資者の投資対象物件となることを意味しています。

このため、株式会社東京証券取引所では、投資者保護の観点から、上場に当たって上場申請会社が一定の適格性（上場適格性）を有していることを求めており、上場審査に関する基準に従って審査を行っています。

上場をお考えの会社の方々には上場審査に関する基準を十分にご理解いただくとともに、上場適格性を有する会社となるよう、上場申請前に社内管理体制の整備などの準備を行っていただく必要があります。

本書は、上場審査に関する基準や上場審査の内容を分かりやすく解説したものであり、上場をお考えの会社の方々をはじめ、上場に携わる関係者の方々にとって、上場審査についての理解を深める一助となり、少しでも皆様の参考になれば幸いです。

なお、本書発行後の規則改正等により、本書の内容が変更される場合には、東証のホームページ（<http://www.jpx.co.jp/equities/listing-on-tse/new/guide/02.html>）掲載の「新規上場ガイドブック」を随時更新するとともに新旧対照表を掲載いたしますので、併せてご覧ください。

2017年7月
株式会社東京証券取引所

凡 例

- 規 程・・・有価証券上場規程
- 規 則・・・有価証券上場規程施行規則
- ガイドライン・・・上場審査等に関するガイドライン

情報受付窓口について

東証に新規上場申請を行っている会社に関する粉飾決算その他の上場適格性に重大な影響を及ぼす事項についての情報がありましたら、以下に記載の情報受付窓口へ情報をご提供ください。ご提供いただいた情報は、新規上場審査に役立たせていただきます。

<http://www.jpx.co.jp/regulation/mail/>

本書の記載内容は、著作物として著作権法によって保護されています。本書の全部又は一部について、無断で、転用、複製、引用、改変又は販売等を行うことは禁じられており、株式会社東京証券取引所の著作権の侵害となります。また、予告無しに内容を変更又は廃止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。